

自動販売機設置者募集要項

1 趣旨

公益財団法人山梨県青少年協会（以下「本協会」という。）が管理する施設に自動販売機を設置することにより、施設利用者に対する利便性および利用環境の充実と向上を図る。

2 設置施設及び台数（詳細は参考資料のとおり）

青少年センター新本館	4台
青少年センター別館	1台
青少年センター運動場	2台（うち飲料以外1台）
愛宕山こどもの国駐車場テラス横	1台
愛宕山こどもの国バス停前	3台（うち飲料以外1台）
愛宕山こどもの国管理研修棟横	1台
愛宕山こどもの国広場上トイレ前	2台
愛宕山こどもの国変形自転車	1台
八ヶ岳少年自然の家ロビー	2台
八ヶ岳少年自然の家キャンプ場	1台（稼働期間は7～9月のみ）
合計	18台

3 契約条件

(1) 契約期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年間）

(2) 手数料

・基本手数料なし。売上手数は設置場所を問わず、設置者の提案とする。ただし、飲料については売上額の25%を、飲料以外については売上額の22%を下限とする。

(3) 経費等の負担

・行政財産使用料及び電気料については、本協会の負担とする。
・故障、事故によるトラブル、機械の修理、交換等の設置にかかる経費及び契約にかかわる経費については設置者の負担とする。（設置にかかる経費のうち2の※新規の設置場所については、自動販売機の設置にかかる電気工事費を含む。）

(4) 留意事項

・空き容器の回収箱等を設置し、商品補充の際に回収する等、周辺環境の維持に努めること。
・商品の補充については、売上状況等を把握し、品切れとならないよう対応すること。万が一品切れとなり、本協会からその旨の連絡があった場合、即座に対応するものとする。

(5) 確認事項

- ・契約期間中の休館日または臨時休館日、並びに緊急の施設点検や工事、長期にわたる改修工事等が行われる場合があるが、その期間についての売上保証はないものとする。
- ・各設置場所において設置者が異なる場合であっても、提案内容から同種の商品と想定される場合、選定結果によって、商品のラインアップ、自動販売機サイズ等について協議するものとする。

4 応募資格

- ・応募者は次のいずれかの条件を満たす者とする。
- ① 応募書類提出段階で、山梨県物品等入札参加資格者名簿に記載がある者。(申請中であっても記載のない場合は無効とする。)
- ② 過去2年間に本協会と契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

5 応募書類の配布・提出・手続等

(1) 提出書類

- ① 自動販売機設置希望書(別紙1)
- ② 自動販売機設置提案書(別紙2) ※設置希望箇所1つにつき1枚提出
- ③ 誓約書(別紙3)
- ④ その他添付資料がある場合は、A4版3頁以内で提出すること。

(2) 配布及び提出場所

〒400-0811 山梨県甲府市川田町517番地
公益財団法人山梨県青少年協会 山梨県立青少年センター内 事務局

(3) 配布方法

- ・令和5年2月22日(水)から3月2日(木)までの土曜日、日曜日、及び月曜日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(4) 提出方法

- ・令和5年3月3日(金)から3月10日(金)までの、土曜日、日曜日及び月曜日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、5の(2)の場所へ持参する。郵送の場合は、令和5年3月10日(金)必着とする。

6 設置者の決定

提出された書類について、次の選定基準に基づき各箇所の設置者を決定する。

- ① 応募書類を基に採点し、上位の者を各箇所の設置者とする。ただし、同種商品の重複や利用者の便宜等を考慮して選定を行う。
- ② 提案内容に甲乙つけがたい場合には、既存の設置者を優先するものとする。

7 選定結果について

選定結果については令和5年3月中旬までに通知する。

※選定結果の詳細については非公開とする。

8 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 違約金の有無 有

9 質問について

・令和5年2月22日（水）から 3月2日（木）までの土曜日、日曜日及び月曜日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで電話で受け付ける。また、設置場所の見学を希望する場合、事前に下記問い合わせ先に連絡をすること。ただし、当協会職員の立ち会いによる説明等は行わない。

10 問い合わせ先

〒400-0811 山梨県甲府市川田町517番地

公益財団法人山梨県青少年協会 山梨県立青少年センター内 事務局

電話 055-237-5311